

LIFRE

Legal Information Flash Report from MCLAW

発行:丸の内中央法律事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル817区

TEL:03-3201-3404 FAX:03-3201-3434 URL:https://www.mclaw.jp email: tsutsumi@mclaw.jp

事業場外の労働に対する「みなし労働時間制」の適用基準に関する近時の最高裁判例 (R6.4.16)及び、本年10月から施行される改正子ども・子育て支援法の概要についてご紹介します。

◆「事業場外みなし労働時間制」に関する最高裁判決(最三小判令和6年4月16日)

1. 事案の概要

外国人の技能実習に係る監理団体であるYに雇用されていたXが、時間外労働、休日労働及び深夜労働等に対する賃金の支払を求めたところ、Yは、労働基準法38条の2第1項(本件規程)の「労働時間を算定し難いとき」に該当するとして、Xが所定労働時間労働したものとみなされると主張した。

原審がこれを否定し、Xの請求を一部認容したため、Yがこれを不服として上告受理の申立てをしたところ、最高裁は、概要次の通り述べて、本件を原審に差し戻した。

2. 判決要旨

原審は、XがYに提出していた業務日報に関し、 ①その記載内容につき実習実施者等への確認が可能であること、②Y自身が業務日報の正確性を前提に時間外労働の時間を算定して残業手当を支払う場合もあったことを指摘した上で、その正確性が担保されていたなどと評価し、もって本件業務につき本件規定の適用を否定したものである。

しかしながら、上記①については、単に業務の相手方に対して問い合わせるなどの方法を採り得ることを一般的に指摘するものにすぎず、実習実施者等に確認するという方法の現実的な可能性や実効性等は、具体的には明らかでない。上記②についても、Yは、本件規定を適用せず残業・可能②にない。といても、Yは、本件規定を適用せず残業・できるもの労働時間を把握し得た場合に限られる旨主張といる当時でおり、この場合に残業手当を支払っていたともいえない。実のみをもって、業務日報の正確性を前提としていたともいえないまない。

以上によれば、原審は、業務日報の正確性の担保に関する具体的な事情を十分に検討することなく、業務日報による報告のみを重視して、本件業務につき本件規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないとしたものであり、このような原審の判断には、本件規定の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

3. コメント

本判決は、労働者の労働時間の算定が不可能でないとしても、その算定方法が現実的な可能性・ 実効性を有するかを緻密に検討している。今後、 実務においても、こうした点を踏まえて本件規程 の適用の有無を判断する必要があると考えられ る。

◇子ども・子育て支援法の改正

本年6月の国会において、子ども・子育て支援法 等が改正され、基本的に本年10月から施行されま すので、その概要をご紹介します。

1. 児童手当の拡充

児童手当の所得制限が撤廃され、支給年齢も15歳から18歳へ引き上げられ、第3子以降は月額3万円に増額されます。

また、妊婦のための支援給付も拡充されます。

2. 共働きへの支援

- ① 子の出生直後の一定期間内に夫婦それぞれが 14日以上の育児休業を取得した場合に28日間を 限度として休業開始前賃金の13%相当額を支給 する制度(従前の育児休業給付金と合算すると 80%)が創設されます。
- ② 2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に時短勤務中に支払われた賃金額の10%相当額を支給する制度が創設されます。
- ③ 自営業・フリーランス等の国民年金被保険者 については子が1歳になるまでの期間の国民年 金保険料免除制度が創設されます。

3. 会計制度の見直し

子育て支援制度の創設に伴い、政策の全体像と 費用負担の見える化を進めるため、子ども・子育 て支援特別会計を創設するとともに、医療保険者 から支援納付金を徴収できるようになります (1 人あたり400円から600円程度の月額負担が生じる 見込みのようです)。

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆改正建設業法の一部施行(令和6年9月1日)

本年6月の国会で、建設業の時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組むため建設業法が改正され、それに基づき一部規定が9月1日に施行されます。施行内容は、

①労務費の基準作成・勧告(建設業法第34条)

中央建設業審議会が、建設工事における適正な労務 費の基準を作成・勧告することが可能になり、この 基準の作成に向け、今後審議会にワーキンググルー プが設置されることになります。

②請負契約の調査・公表・報告(同法第40条の4)

国土交通大臣は、建設工事の請負契約の適正化と建設業従事者の処遇確保のため、必要な調査を行い、 その結果を公表することになります。